委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月5日

1.執行機関の別	1: 都道府県知事·市区町村長等				
	•	知事	0	市区町村長等	
2.都道府県名	山梨県				
3.市区町村名					
4.届出番号	2				
5. 独目利用事務の事例番 品	65-2				
6.届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.pref.yamanashi.jp/jouho/bangouseido_linksyu.html				

執行機関名 山梨県知事

ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	母子家庭の母又は父子家庭の父に対する生活の安定に資する資格の取得を促進 するための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	45	
番号法別表第2の項	65	
番号法第9条第2項に基づ き定める条例の名称及び の該当部分		山梨県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一 第3 の項 母子家庭の母又は父子家庭の父に対する生活の安定に資する資格の取得を促進 するための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年七月一日法律第百二十九 号)第一条	山梨県国家資格等取得応援給付金事業支給要綱第1条
事務の物にひけり的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この事業は、母子家庭の母又は父子家庭の父の就職に有利であり、かつ、生活 の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講に 際して、その期間中の生活の不安を解消し、資格取得を容易にするため、山梨県 又は県内の市において高等職業訓練促進給付金(母子及び父子並びに寡婦福祉 法(昭和39年法律129号。以下「法」という。)第31条第2号に規定する母子家庭高 等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に 規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。以下同じ。)を受け修業する 者のうち、3年以上の修業期間を要する者に対し「山梨県国家資格等取得応援給 付金」(以下「応援給付金」という。)を給付することを目的とする。
独自利用事務の関連規範		山梨県国家資格等取得応援給付金事業支給要綱 山梨県国家資格等取得応援給付金事業支給要領